

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・ 担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
52	B 地方に対する規制緩和	その他	地域環境保全基金事業にかかる経費(消費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、職員旅費も事業経費として認められないことから、本県の予算の適正な執行に寄与する。一方で、本県では過去に「地域グリーンニューディール基金」を活用した事業を実施しており、同基金では職員旅費も事業経費として認められていたことから、地元への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑惑がある。また、職員旅費の財源については本県も2分の1を負担している状況があり、県議会をはじめ、関係各所から職員旅費に対する基金充当について意見や問い合わせ等があるれば、合理的な運用理由を説明する必要があるが、質疑応答集の内容は交付要綱の規定からは読み取れず、運用の根拠として不安を感じている。	・事業に必要な経費について基金を活用することができるようから、本県の予算の適正な執行に寄与する。 ・旅費の一般財源から捻出するのであれば、予算編成や執行管理にかかる事務が生じるが、その事務が省略化される。 ・運用根拠が明確にすれば、適正な事業実施に寄与する。	地域環境保全基金質疑応答集No.12	環境省	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	新潟県、兵庫県、宮崎県	○当県では、これまで職員旅費を必要とする事業への基金充当はなかったが、今後、職員旅費を必要とする事業を実施予定であり、基金充當が認められなければ、地元等との調整等が困難となり、必要な事業の実施自体が困難となる恐れがある。このため、事業実施に係る職員旅費を、基金の対象経費とすべきである。 ○職員旅費は、普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、財政状況が厳しくなる中、一般財源の確保に苦慮している。 ○地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑惑がある。職員旅費についても事業経費として認められることで、地域環境保全基金のさらなる有効活用に寄与すると考えられる。			
63	B 地方に対する規制緩和	その他	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交換している狩猟免状と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	現行制度においては、狩猟免許と狩猟者登録証は狩猟免許の種類ごとに交付を行いうる必要がある。また上記制度と整合性を取るために、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしている状況にある。 そのため複数の免許や登録を受けている者にとっては、それぞれ複数の狩猟免許や狩猟者登録証にかかる申請はもちろん、交付される複数枚の免状や登録証の管理に寄与するもの。	行政事務の負担軽減から事務の効率化を図ることができ、また狩猟者にとっても申請時等の手続き負担の軽減や狩猟免状や狩猟者登録証の管理に寄与するもの。	・鳥獣保護管理法43条、51条1項、56条1項1号、60条 ・鳥獣保護管理法施行規則49条1項2号及第13項、58条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同条5項、66条1項	環境省	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	宮城県、新潟県、絆井沢町	○当県でも、登録申請は各種類別に提出、免状と登録証は種類別に作成するなど、提案県と同様の状況。提案の内容により、申請者の負担軽減になるとともに、行政事務の軽減・簡素化になると考えられる。			

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・ 担当者連絡先
	区分	分野								団体名	支障事例		
95	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	環境省等所管法令における身分証明書についての立入検査に係る身分証明書の定めによる環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能限り少ない枚数の様式へ統合する。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どである。しかし、職員一人について約20種類もの身分証明書ごとに異なるサイズの職員写真を複数用意するなどの事務負担を軽減することができる。 また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つつの立入証を示す必要があり迅速な立入検査の妨げとなってしまう。	工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壤の汚染防止に関する法律第13条第4項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定減量における公害の削減に関する法律第41条第7項、ダーカキン等特別措置法第27条第5項、第34条第3項、プロトコルの適用の合理化及び規制の適正化に関する法律第92条第2項、土壤汚染対策法第14条第4項、土壤汚染対策法第54条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項、温泉水法第25条第2項、第35条第2項、自然公園法第1条第2項、第35条第2項、第36条第3項、第62条第4項、鳥獣の保護並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、浄化槽法第53条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ポリ塩化ビニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第31条第3項【参考】環境衛生監視員証を定める省令(昭和32年厚生省令第1号)	経済産業省、国土交通省、環境省	愛知県	札幌市、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、川越市、川口市、川崎市、相模原市、新潟県、石川県、岐阜県、豊橋市、豊田市、京都府、島根県、岡山県、徳島県、高知県、愛媛県、松山市、福岡県、熊本県	○提案団体と同様の支障が当市でも生じている。1人当たり10枚の立入証を所持しており、事務手続きが負担となっている。 ○例4月の人事異動の時期には、身分証明書の更新時期とも重なることが多く、立入検査を行う職員に対して、速やかな作成、交付を行わなければなりません。 ○当市においても、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。 ○環境省等所管法令の身分証明書は、職員1人あたり約10種類であり、異動時期には作成の負担が大きい。平成30年には300枚作成した。 ○当市において、異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。19種類の証明書をまとめて作成している。 ○当市においては、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが多いとんどであり、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならない。 ○当市において、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行っており、職員一人について10種類以上の立入検査に係る身分証明書を作成しなければならない。 ○当市においては、職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって職員が生じている。また、立入先の事業所においても複数の規制を受けていることが多い。各法令に基づく身分証明書を提示する必要があり、迅速な立入検査の妨げとなっている。 ○当市において、職員一人について多くの身分証明書の作成が必須で、職員の異動時期には身分証明書の作成業務に多くの負担を負している。 ○当市においても、法令条例毎に身分証明書を作成する必要があり、異動者が多い時期には事務負担が大きなものとなる。また、有効期限履歴の面においても、複数の身分証の提示の一一定時間に要し、迅速な対応の妨げとなっている。 ○当市においても、環境保全や廃棄物対策を所管する部署では、大防法、水漏法、土対法はもちろん、自動車排ガス、ダイオキシン、フロン等をまとめて事務処理することになるが、多いところではこれまですべての身分証明書を転入職員に交付する必要があり、個別の法律ごとに作成する現状では、多大な業務負担となっている。また、立入先の事業所でも複数の法令による規制を受けることも多く、このような場合も、一枚枚提示する必要があり効率が悪くなっている。以上を踏まえると、実情に即して、検査証の作成や提示する際の効率を考えて、複数の法律をまとめて1枚の証にまとめ方が合理的である。 ○突然的な事故対応においても、複数の身分証の提示により立入検査業務を複数回行っており、職員一人につき11種類の身分証明書を作成している。そのため、職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いことから、立入証の提示に時間を使い、迅速な立入検査の妨げとなっている。 ○当県でも環境省等所管法令に係る立入検査身分証明書を作成するのに、4月異動による本庁関係課職員、現地担当異動職員全員分を発行しなければならない。かなりの負担である。また、1人で複数の身分証を有しているため、立入検査身分証持帯時に複数の身分証を提示するよりも手間である。 ○当県も環境省等所管事務所職員が立入検査を行う際、1つの事業所内に複数の法令の規制を受ける施設があることが多く、その場合複数の立入証を提示する必要があり、迅速な立入検査に支障が生じている。				
115	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度PCB廃棄物について、処理が遅延する傾向として、国により橋梁等の建設工事に関連する構造物に使用された当該廃棄物の調査がなされている。このため、対応事例等の提示により処理期間が迫る中、対応事例等の提示により該廃棄物が認める割合で、全国で多量に発見されれば、処理期限を迫る中、確実かつ適正な処理を前提に、各地方公共団体では迅速な対応が求められる。確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事に係る費用と併せて、廃棄物の処理に係る規定の追加。または、契約などによる事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	高濃度PCB廃棄物の処分期限(西日本:令和2年度)が迫る中、本年9月に高濃度PCB廃棄物について、処理が遅延する傾向として、国により橋梁等の建設工事に関連する構造物に使用された当該廃棄物の調査がなされている。このため、対応事例等の提示により該廃棄物が認めることが判明し、かつ、全国で多量に発見されれば、処理期限を迫る中、確実かつ適正な処理を前提に、各地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事に係る費用と併せて、廃棄物の処理に係る規定の追加。または、契約などによる事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	PCB含有塗膜の除去工事業者に、除去から高濃度PCB廃棄物の処分まで一括して発注できるようになれば、地方公共団体の事務が効率化し、コストを削減することができる。また、処理期限が迫る中、対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が可能となる。	環境省	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、岩手県、三重県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、福島県、宮崎県	岩手県、山形県、茨城県、三重県、神戸市、和歌山県、岩手県、三重県、群馬県、埼玉県、千葉県、福島県、宮崎県	OPCB含有塗膜の除去工事業者に、除去から高濃度PCB廃棄物の処分まで一括して発注できるようになれば、地方公共団体の事務が効率化し、コストを削減することができる。また、処理期限が迫る中、対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が可能となる。 ○本年度、4ヶ所の含有検査を行うが、その後も全て違う事業者と契約することになり非常に煩雑であるので手続きの簡素化は必要だと考えます。 ○OPCB含有塗膜の取り扱いについては、除去工事に当たる元請事業者が排出事業者に位置づけられており、同じく特別管理産業廃棄物であるPCBについて、同様の取り扱いとすることが望ましい。			

別添1

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
168	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に關じられる条件について、地方公共団体の公益性を體み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクニアカツヤカミキリの被害が増大している。本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要な状況下で、かつ、逸出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養については、本來行つべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。また、クニアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部に穿孔して生活するため、外部から観察しただけでは内部個体の増減(生死)把握が難しい。	対象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定すること、公井試験研究機関における適正な管理下での飼養については、報告内容を簡易なものとする(1日単位の増減管理ではなく月単位や試験終了時の増減記録にすること)樹木穿孔性の昆蟲の場合、採取サンプル(樹木)毎の管理とすることなどにより、管理に係る労力が削減され、効果的な防除や農業試験等に注力することができる。それにより、研究効率が高まり成果も得やすいこと、他の生物少數個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位、日単位での増減管理を求めるることは、必要以上の時間と労力を要し、結果にも注力することができる。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」第7条 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」二十二	農林水産省、環境省 栃木県、茨城県、群馬県	愛媛県	—				
288	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	自然環境整備交付金の申請手続きの改善について	自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付不要とすること	【現行制度】 交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とすること 【支障事例】 環境省からの交付金額の内訳を受けてから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の提出に時間がかかるため、交付申請書類提出が6月中旬、交付決定日の連絡が5月下旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が7月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるを得ないところから工期が7~10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。	(他の交付金と同様に、)交付申請の段階では事業費の概算見積りの提出での対応とすることで、施工業者決定までの手続きを6月中に終えることができるため、7月からの事業着手が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	自然環境整備交付金交付要綱	環境省	石川県	福島県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、宮崎県	○交付申請後、事務担当者から詳細な聞き取り、追加資料の提出を求められ、交付決定まで多くの期間を要し、その結果、事業着手が遅い時期となるなど支障をきたしている。 ○交付申請時に本工事費内訳等を添付しなくてはならないが、内訳作成には他部署への依頼が必要なこともあるなど、作成に時間を要しているところである。そのため、交付申請、交付決定、入札を経て、事業着手は8月後半になるなど、早急な事業着手が困難で事業継続が発生している。			